

社会福祉法人春秋会 指定訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春秋会が開設する社会福祉法人春秋会松鶴園（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 社会福祉法人春秋会 松鶴園
- 二 所在地 さいたま市岩槻区大字古ヶ場 1 1 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 訪問介護員養成研修1級課程（これに相当する研修を含む。以下同じ。）修了者 1名以上（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 三 訪問介護員等 1級課程及び2級課程修了者 常勤換算2、5名以上

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始を除く。

- 二 営業時間 午前7時00分から午後7時00分までとする。

- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 一 身体介護

- 二 生活援助

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- 一 キャンセル料 利用料の1割の額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応の方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市岩槻区の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を選定し、次の措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する責任者 サービス提供責任者 中村和美
- 二 虐待防止に関する指針の整備
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他運営についての留意点)

第10条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める外、運営に必要な事項は、社会福祉法人春秋会理事長、施設長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

最終改定 令和6年6月1日